

## 第6章 計画推進のために

この計画を進めるために、子育てサービス（特定14項目事業）などの目標事業量を設定し、具体的な取組を推進していきます。

### 1. 保育事業

#### (1) 通常保育事業

##### 事業の内容

保護者が労働又は病気等により、家庭において保育することができない乳幼児・児童を保護者に代わって保育所で保育する事業です。

##### 現状

入所申し込みについては、年度途中であっても随時受付を行い、入所措置をしています。しかしながら、申込み年齢が0歳から3歳児に集中するため、若干の待機児童がでています。

##### 今後の対応

現状では、定員を超えての申込みがないため、当分は現状の保育所数（定員数）で対処できるものと考えます。

今後については、待機児童を出さないよう適正な職員配置や保育所施設の整備等に努めます。

平成16年度 実施状況	平成21年度 目標事業量等	目標達成の予定年度
公立300人 私立60人	継続	平成21年度

#### (2) 延長保育事業

##### 事業の内容

通常の保育所開所時間以外の保育ニーズにこたえるための事業です。

##### 現状

現在、公・私立保育所ともに朝、夕1時間30分の延長保育を実施しています。特に定員は設けておらず、保護者の就労等の状況に応じて、希望があれば受け入れています。

## 今後の対応

保護者の就労等も多様化しており、延長保育の拡大も期待されることが予想されます。今後、公・私立保育所ともに延長保育の拡大を検討していきます。

平成 16 年度 実施状況	平成 21 年度 目標事業量等	目標達成の予定年度
平日 午前 7 時 30 分から 午後 6 時 30 分まで 土曜日 午前 7 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで	平日 午前 7 時 30 分から 午後 7 時 00 分まで 土曜日 午前 7 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで	平成 17 年度

## (3) 休日保育事業

## 事業の内容

日曜・祝祭日の保護者の就労等による保育ニーズの対応を図るための事業です。

## 現状

現在、幸手市では行っていません。

## 今後の対応

今のところ休日保育の需要はそれほど高まっていません。しかしながら、今後、就労等の多様化により休日保育を望む保護者が増えることも考えられます。随時、需要等を調査し、検討していきます。

## (4) 夜間保育事業

## 事業の内容

夜間、保護者の就労等による保育ニーズへの対応を図るための事業です。

## 現状

現在、幸手市では行っていません。

## 今後の対応

現在、保育所に通う保護者の就労等の状況をみると夜間保育を実施することなく、延長保育の拡大により、カバーすることが可能です。ただし、休日保育と同様、今後、調査・検討していきます。

## 2. 短期預かり支援事業

## (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

## 事業の内容

小学校に通う児童のうち、就労等により帰宅後、保護者のいない児童を保育することにより児童の健全育成を図る事業です。

## 現状

平成16年度現在では、4か所の放課後児童クラブで対応しておりましたが、平成17年度に新たに1か所開設します。

## 今後の対応

平成17年度に1か所開設することにより、市街地における放課後児童対策はおおむね達成することができると考えます。しかしながら、農村地域（特に東地区）の放課後児童対策が今後の大きな課題です。全児童対策を含め総合的な検討をしていきます。

平成16年度 実施状況	平成21年度 目標事業量等	目標達成の予定年度
定員 185人	定員 280人	平成21年度

## (2) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

## 事業の内容

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が困難になった場合や母子が夫の暴力により、緊急・一時的に保護を必要とする場合等に、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。